

平成十四年三月十九日提出
質問第四八号

秘密書類の指定と解除に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

秘密書類の指定と解除に関する質問主意書

一 省庁それぞれが保管する書類を、いわゆる秘密書類と指定する場合、どのような書類を秘密指定とするのか、また、どのような場合、その秘密を解除するのか、省庁ごとに規定の内容を違いが明らかになる様に簡潔にお示し願いたい。

二 鈴木宗男衆議院議員あるいは、加藤紘一衆議院議員、あるいは佐藤三郎・元加藤紘一事務所代表、それぞれから、省庁に対して何らかの依頼があった際、その依頼内容の文書が書類として省庁に保管されていれば、それぞれ省庁ごとにすべての書類件名、作成時期をお示し願いたい。

三 二でお示し頂いた書類のうち、秘密指定された書類は、それぞれの書類か。

四 二で示した書類のうち、要求があれば、公表する用意のある書類はどれか。すべてお示し願いたい。

五 二で示した書類のうち、公表できないものは、どれか。またそれぞれ書類ごとに公表できない理由をお示し願いたい。

右質問する。